

民間給与関係資料

平成 29 年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 29 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 650 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 363 人（行政職に相当する調査実人員 305 人）、初任給関係以外の調査職種 6,489 人（行政職に相当する調査実人員 5,726 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、43,775 人であり、行政職に相当するものは 36,762 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 132 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 14 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模 産業分類	規 模 計					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 123	事業所 19	事業所 12	事業所 15	事業所 59	事業所 18
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	3	—	—	—	3	—
製 造 業	85	9	9	10	42	15
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	10	3	—	1	5	1
卸 売 業 , 小 売 業	1	1	—	—	—	—
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	1	1	—	—	—	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	23	5	3	4	9	2

注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 2 所、調査不能の事業所が 7 所あった。

2 調査対象事業所 132 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 2 所を除いた 130 所に占める調査完了事業所 123 所の割合（調査完了率）は、94.6%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	9	54.1	840,114	16,043	824,071	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	7	56.0	904,739	0	904,739		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	47.5	615,328	71,846	543,482		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	14	52.1	666,527	8,013	658,514	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	9	52.8	739,286	12,311	726,975		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	5	50.8	530,847	0	530,847		
事務部長	134	52.7	640,454	800	639,654	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	96	52.8	679,845	85	679,760		
短大卒	8	52.8	595,450	0	595,450		
高校卒	29	52.3	530,345	2,957	527,388		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	212	52.3	673,652	4,828	668,824	同上	同上
大学卒	129	52.4	685,320	808	684,512		
短大卒	20	51.3	627,225	954	626,271		
高校卒	38	52.0	628,346	18,258	610,088		
中学卒	25	53.5	743,118	6,514	736,604		
事務部次長	25	51.7	659,751	9,532	650,219	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
大学卒	19	51.5	693,864	12,465	681,399		
短大卒	2	51.5	447,868	0	447,868		
高校卒	4	52.7	592,039	0	592,039		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	56	49.4	593,640	1,039	592,601	同上	同上
大学卒	44	49.5	599,725	1,240	598,485		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	11	49.6	568,652	221	568,431		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	295	49.7	590,230	7,813	582,417	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	183	49.0	623,978	6,668	617,310		
短大卒	23	49.4	541,507	803	540,704		
高校卒	85	51.1	534,536	11,762	522,774		
中学卒	4	53.1	654,392	5,677	648,715		
技術課長	419	48.9	562,915	6,477	556,438	同上	同上
大学卒	264	48.7	582,016	3,866	578,150		
短大卒	46	49.6	545,502	1,238	544,264		
高校卒	98	49.0	526,942	15,748	511,194		
中学卒	11	50.6	522,730	0	522,730		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
79	48.3	661,961	61,305	600,656			
大学卒	42	46.0	750,696	95,126	665,570		
短大卒	7	48.1	473,486	7,717	465,769		
高校卒	30	52.3	549,069	14,427	534,642		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	140	42.9	492,421	66,864	425,557	同 上	同 上
大学卒	106	41.3	490,956	74,546	416,410		
短大卒	6	48.3	534,432	77,495	456,937		
高校卒	28	49.5	487,807	23,417	464,390		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	399	46.7	472,593	63,849	408,744	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	171	45.9	478,981	61,548	417,433		
短大卒	33	45.5	421,357	53,571	367,786		
高校卒	193	47.7	475,735	67,536	408,199		
中学卒	2	47.5	378,076	87,408	290,668		
技術係長	509	45.6	514,520	73,610	440,910	同 上	同 上
大学卒	316	44.2	514,101	74,006	440,095		
短大卒	33	43.6	482,989	63,934	419,055		
高校卒	160	49.6	523,091	74,949	448,142		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	275	43.9	388,246	54,567	333,679	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	同 上
大学卒	95	41.4	387,503	46,141	341,362		
短大卒	53	44.8	355,231	47,870	307,361		
高校卒	115	45.4	395,282	64,751	330,531		
中学卒	12	44.1	504,736	41,852	462,884		
技術主任	505	39.2	424,465	66,802	357,663	同 上	同 上
大学卒	293	35.7	383,885	62,163	321,722		
短大卒	25	40.8	378,310	51,268	327,042		
高校卒	152	46.3	501,772	90,137	411,635		
中学卒	35	47.1	596,382	11,579	584,803		
事務係員	1,259	37.8	341,555	38,086	303,469	同 上	同 上
大学卒	561	34.9	372,087	43,093	328,994		
短大卒	190	39.2	299,719	29,209	270,510		
高校卒	489	40.2	319,816	36,366	283,450		
中学卒	19	47.9	420,910	15,324	405,586		
技術係員	1,396	35.2	347,625	53,618	294,007	同 上	同 上
大学卒	766	32.9	347,606	61,189	286,417		
短大卒	133	34.7	317,004	44,423	272,581		
高校卒	437	38.5	347,100	49,541	297,559		
中学卒	60	38.5	424,469	11,530	412,939		

注3 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいい、「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	7	53.2	860,042	19,933	840,109		
短大卒	5	55.4	954,008	0	954,008		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	2	47.5	615,328	71,846	543,482		
工場長	6	55.0	743,319	18,325	724,994	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	5	55.1	791,854	22,436	769,418		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	71	53.3	717,479	375	717,104	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	58	53.3	738,687	75	738,612		
短大卒	4	53.4	638,578	0	638,578		
高校卒	8	53.0	617,426	1,696	615,730		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	148	52.4	727,252	1,077	726,175	同 上	同 上
大学卒	98	52.4	728,974	81	728,893		
短大卒	10	50.9	680,906	1,974	678,932		
高校卒	21	52.5	686,167	344	685,823		
中学卒	19	53.5	825,235	9,547	815,688		
事務部次長	13	50.4	754,408	16,880	737,528	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	11	50.4	780,140	20,087	760,053		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	50.5	618,941	0	618,941		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	51	49.2	599,663	1,111	598,552	同 上	同 上
大学卒	41	49.4	604,246	1,301	602,945		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	9	49.3	579,992	260	579,732		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	205	49.8	641,424	10,473	630,951	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 7級、8 級
大学卒	134	49.0	678,730	8,137	670,593		
短大卒	16	50.3	582,937	597	582,340		
高校卒	52	51.5	572,061	18,393	553,668		
中学卒	3	51.8	646,159	8,633	637,526		
技術課長	276	49.4	598,690	4,255	594,435	同 上	同 上
大学卒	195	49.2	611,398	3,389	608,009		
短大卒	31	50.6	581,211	1,008	580,203		
高校卒	50	49.5	568,239	8,647	559,592		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
大学卒	57	48.0	731,459	74,709	656,750		
短大卒	36	45.8	778,967	104,612	674,355		
高校卒	2	45.5	558,302	24,022	534,280		
中学卒	19	53.6	635,753	8,346	627,407		
技術課長代理	—	—	—	—	—		
大学卒	120	42.8	496,551	69,462	427,089	同 上	同 上
短大卒	92	41.3	493,741	76,911	416,830		
高校卒	6	48.3	534,432	77,495	456,937		
中学卒	22	49.9	499,916	23,250	476,666		
事務係長	—	—	—	—	—		
大学卒	281	47.4	503,028	65,066	437,962	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
短大卒	123	46.3	510,880	65,920	444,960		
高校卒	14	47.0	443,471	52,083	391,388		
中学卒	143	48.5	502,038	65,413	436,625		
事務係長	X	X	X	X	X		
技術係長	408	45.8	528,026	74,575	453,451	同 上	同 上
大学卒	254	44.3	525,621	74,711	450,910		
短大卒	22	44.3	499,013	59,316	439,697		
高校卒	132	50.0	540,356	77,558	462,798		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	176	45.1	425,432	65,453	359,979	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	48	43.1	445,751	59,936	385,815		
短大卒	29	45.9	380,040	51,370	328,670		
高校卒	88	45.8	420,375	74,349	346,026		
中学卒	11	46.5	542,043	44,063	497,980		
技術主任	370	38.5	429,803	67,303	362,500	同 上	同 上
大学卒	208	34.7	379,566	61,121	318,445		
短大卒	13	37.5	364,536	45,575	318,961		
高校卒	114	46.5	529,865	97,245	432,620		
中学卒	35	47.1	596,382	11,579	584,803		
事務係員	613	37.9	385,289	42,529	342,760		行政職 1級
大学卒	243	34.6	440,560	48,547	392,013		
短大卒	80	38.8	338,459	38,473	299,986		
高校卒	274	40.1	345,993	39,506	306,487		
中学卒	16	50.2	447,436	12,846	434,590		
技術係員	776	34.4	355,574	54,388	301,186		同 上
大学卒	406	31.4	354,201	66,412	287,789		
短大卒	61	32.4	316,960	45,229	271,731		
高校卒	256	38.3	354,813	47,394	307,419		
中学卒	53	38.3	433,207	10,406	422,801		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	2	58.0	757,940	0	757,940	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
大学卒	2	58.0	757,940	0	757,940		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	7	49.2	608,164	0	608,164	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	3	48.5	709,723	0	709,723		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	49.8	531,996	0	531,996		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	60	51.8	560,851	1,319	559,532	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	36	51.6	597,280	107	597,173		
短大卒	4	52.0	547,490	0	547,490		
高校卒	20	52.1	499,704	3,670	496,034		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	52	51.7	565,851	1,921	563,930	同 上	同 上
大学卒	25	51.4	566,811	3,988	562,823		
短大卒	10	51.7	577,043	0	577,043		
高校卒	11	51.6	552,606	0	552,606		
中学卒	6	53.7	566,727	0	566,727		
事務部次長	12	53.4	536,956	0	536,956	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
大学卒	8	53.3	552,781	0	552,781		
短大卒	2	51.5	447,868	0	447,868		
高校卒	2	55.3	559,544	0	559,544		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	5	51.5	506,132	0	506,132	同 上	同 上
大学卒	3	51.7	508,274	0	508,274		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	51.3	503,054	0	503,054		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	83	49.5	465,444	1,505	463,939	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級、6級
大学卒	46	48.8	461,306	2,564	458,742		
短大卒	7	47.5	445,265	1,280	443,985		
高校卒	29	50.7	469,390	50	469,340		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	122	47.8	473,363	9,127	464,236	同 上	同 上
大学卒	58	47.0	484,644	7,165	477,479		
短大卒	13	47.5	444,992	1,429	443,563		
高校卒	40	48.2	453,822	16,893	436,929		
中学卒	11	50.6	522,730	0	522,730		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	21	49.0	429,371	13,122	416,249		
短大卒	6	48.1	497,627	10,213	487,414		
高校卒	5	49.3	433,342	0	433,342		
中学卒	10	49.3	389,956	20,714	369,242		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	14	44.4	463,557	36,239	427,318		
短大卒	12	43.3	472,733	36,775	435,958		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	2	50.6	413,529	33,316	380,213		
事務係長	106	45.1	393,030	61,357	331,673	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	39	45.8	379,858	45,106	334,752		
短大卒	19	44.1	401,234	54,926	346,308		
高校卒	47	45.0	401,516	76,611	324,905		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	86	44.4	408,269	69,331	338,938	同 上	同 上
大学卒	56	43.2	410,807	68,344	342,463		
短大卒	9	42.8	419,613	91,035	328,578		
高校卒	21	48.2	396,234	62,231	334,003		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	88	40.7	319,132	31,103	288,029	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	45	39.3	324,195	29,296	294,899		
短大卒	20	42.4	327,406	40,947	286,459		
高校卒	22	42.5	305,356	26,434	278,922		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	119	42.6	400,506	66,426	334,080	同 上	同 上
大学卒	79	41.2	411,820	69,720	342,100		
短大卒	12	47.4	405,185	62,373	342,812		
高校卒	28	44.4	365,919	58,715	307,204		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	551	37.7	291,477	33,269	258,208	同 上	行政職 1級
大学卒	279	35.5	306,887	38,800	268,087		
短大卒	86	39.6	276,976	24,556	252,420		
高校卒	184	40.4	273,675	28,720	244,955		
中学卒	2	35.0	328,098	23,555	304,543		
技術係員	516	36.6	332,344	51,594	280,750	同 上	同 上
大学卒	316	35.1	337,796	54,652	283,144		
短大卒	60	38.0	320,123	44,045	276,078		
高校卒	133	40.0	323,334	48,005	275,329		
中学卒	7	41.6	322,121	24,695	297,426		

4 規模 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	行 政 職 6 級、7 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	X	X	X	X	X	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	3	55.5	576,554	0	576,554	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	2	57.5	633,375	0	633,375		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	12	53.7	535,098	47,536	487,562	同 上	同 上
大学卒	6	56.2	513,183	0	513,183		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	6	51.2	557,012	95,071	461,941		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	—	—	—	—	—	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	7	50.6	469,022	0	469,022	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級
大学卒	3	53.2	478,641	0	478,641		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	48.8	461,808	0	461,808		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	21	46.9	450,915	25,643	425,272	同 上	同 上
大学卒	11	46.6	428,766	0	428,766		
短大卒	2	43.0	465,000	4,000	461,000		
高校卒	8	48.4	477,848	66,313	411,535		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	6	43.7	382,699	18,903	363,796	同 上	同 上
大学卒	2	38.5	308,383	14,983	293,400		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	46.3	419,857	20,863	398,994		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	12	42.4	363,201	55,035	308,166	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	9	41.9	387,303	57,833	329,470		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	43.8	290,893	46,640	244,253		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	15	41.5	413,516	52,809	360,707	同 上	同 上
大学卒	6	42.0	435,332	64,840	370,492		
短大卒	2	34.5	413,927	54,565	359,362		
高校卒	7	43.1	394,698	41,994	352,704		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	11	47.3	330,458	56,569	273,889	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	2	45.5	347,762	66,810	280,952		
短大卒	4	46.5	313,990	52,748	261,242		
高校卒	5	48.7	336,712	55,529	281,183		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	16	45.8	372,336	50,971	321,365	同 上	同 上
大学卒	6	42.3	364,760	49,033	315,727		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	10	47.8	376,883	52,134	324,749		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	95	37.4	270,777	29,613	241,164	行政職 1級	
大学卒	39	34.0	284,845	30,771	254,074		
短大卒	24	39.2	234,896	11,471	223,425		
高校卒	31	40.2	282,623	42,025	240,598		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	104	37.6	329,490	54,217	275,273	同 上	
大学卒	44	37.0	331,464	40,006	291,458		
短大卒	12	39.9	303,734	39,106	264,628		
高校卒	48	37.7	333,818	70,152	263,666		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研究部（課）長	人 27	歳 49.9	円 580,282	円 2,744	円 577,538	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	15	41.7	522,922	85,863	437,059	構成員3人以上の室（係）の長
主任 研 究 員	58	39.2	431,439	36,263	395,176	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	88	31.8	341,821	49,830	291,991	
研 究 補 助 員	13	28.6	262,660	1,808	260,852	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
副 院 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	X	X	X	X	X	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	3	59.5	1,233,656	75,000	1,158,656	
薬 局 長	4	55.5	520,966	20,080	500,886	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	18	28.5	325,156	67,892	257,264	
診 療 放 射 線 技 師	22	37.5	344,981	27,329	317,652	
臨 床 検 査 技 師	27	42.2	310,480	33,997	276,483	
栄 養 士	17	36.1	254,845	2,330	252,515	
理 学 療 法 士	53	30.8	291,156	17,429	273,727	
作 業 療 法 士	38	31.0	273,570	15,288	258,282	
総 看 護 師 長	2	60.0	683,759	0	683,759	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	49	45.0	416,264	30,866	385,398	部下に看護師または准看護師5人以上
看 護 師	98	35.4	334,272	51,199	283,073	
准 看 護 師	38	45.2	322,686	47,441	275,245	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
大学教授	69人	55.0歳	927,979円	40,809円	887,170円	
大学准教授	47	43.7	778,854	37,396	741,458	
大学講師	24	46.8	712,594	38,434	674,160	
大学助教	3	47.5	733,537	0	733,537	
高等学校教頭	X	X	X	X	X	
高等学校教諭	26	46.5	535,566	16,700	518,866	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
電話交換手	2人	46.0歳	194,387円	3,778円	190,609円	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	17	53.2	403,230	44,087	359,143	
用務員	X	X	X	X	X	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	3人	62.6歳	548,309円	0円	548,309円	その1の1規模計の備考欄参照
事務・技術部長	11	63.0	476,577	0	476,577	
事務・技術課長	8	62.4	484,179	0	484,179	
事務・技術係長	5	62.1	285,119	13,080	272,039	
事務・技術主任	2	63.6	226,719	0	226,719	
事務・技術係員	153	62.3	250,690	11,589	239,101	

第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(平成29年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	201,799	207,476	193,211	※ 206,333
	短大卒	178,315	179,792	※ 172,400	X
	高校卒	163,941	167,868	160,774	-
新卒事務員	大学卒	202,377	207,172	191,801	X
	短大卒	※ 176,666	※ 176,666	-	-
	高校卒	164,193	※ 167,615	※ 161,779	-
新卒技術者	大学卒	200,878	※ 208,636	194,376	※ 209,500
	短大卒	179,603	※ 186,000	※ 172,400	X
	高校卒	163,795	※ 167,998	160,134	-
新卒研究員	大学卒	※ 215,812	※ 215,812	-	-
新卒研究員補助	短大卒	X	X	-	-
	高校卒	X	X	-	-
準新卒看護師	養成所卒	X	-	X	-
準新卒准看護師	養成所卒	X	X	-	-
高等学校教諭	大学卒	X	-	X	-

- 注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、平成28年度中に資格免許を取得し、平成29年4月までの間に採用された者をいう。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者の収入制限の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する	配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
79.2%	(90.7%)	(9.3%)	20.8%

注 () 内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定または見直すことについて検討中	税制および社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
14.6%	10.3%	75.1%

注 配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,164円
配偶者と子1人	19,574円 (5,410円)
配偶者と子2人	23,782円 (4,208円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 () 内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

第 18 表 民間における住宅(住居)手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	45.7%
支給しない	54.3%
借家・借間居住者に対する住宅(住居)手当月額最高支給額の平均額の階層	28,000円以上 29,000円未満

第 19 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	364,897	297,555
	上半期 (A2)	365,252	303,560
特別給の支給額	下半期 (B1)	814,549	626,453
	上半期 (B2)	789,002	645,869
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.23	2.11
	上半期 (B2/A2)	2.16	2.13
	年間計	4.39	4.24
年間の平均		4.39	

注1 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 20 表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	新 規 学 卒 者 の 採 用 有 り	初 任 給 の 改 定 状 況			新 規 学 卒 者 の 採 用 な し
			増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	%	%	%	%	%
	500人以上	30.0	(43.1)	(56.9)	-	70.0
	100人以上 500人未満	34.0	(56.5)	(43.5)	-	66.0
	100人未満	31.1	(38.4)	(61.6)	-	68.9
高 校 卒	規 模 計	16.7	(0.0)	(100.0)	-	83.3
	500人以上	18.0	(51.1)	(48.9)	-	82.0
	100人以上 500人未満	22.6	(51.8)	(48.2)	-	77.4
	100人未満	18.5	(45.1)	(54.9)	-	81.5
		5.6	(100.0)	-	-	94.4

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 21 表 民間における給与改定の状況

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
役職段階	%	%	%	%
係 員	32.3	9.5	-	58.2
課 長 級	26.1	9.1	-	64.8

注 ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目					定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	増 額	減 額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	94.1	94.1	24.2	10.8	59.1	0.0	5.9
課 長 級	90.6	90.6	23.6	11.4	55.6	0.0	9.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	企業規模	項目				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係 員	規模計	95.0	41.2	80.6	61.3	5.0
	500人以上	89.7	39.3	80.8	66.7	10.3
	100人以上 500人未満	100.0	44.8	82.0	61.9	0.0
	100人未満	94.4	35.3	76.5	47.1	5.6
課 長 級	規模計	91.9	50.7	90.6	73.3	8.1
	500人以上	83.9	41.8	86.6	77.4	16.1
	100人以上 500人未満	98.2	54.5	92.1	73.4	1.8
	100人未満	94.4	58.8	94.1	64.7	5.6

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規模計	52.7	47.3	45.5	54.5	44.1	55.9
500人以上	57.8	42.2	46.0	54.0	44.3	55.7
100人以上 500人未満	52.8	47.2	47.6	52.4	44.3	55.7
100人未満	36.9	63.1	36.9	63.1	42.3	57.7

第25表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	15.8 %	15.8 %	3.4 %	3.4 %
30%	41.0	56.9	31.0	34.4
29%	0.4	57.3	1.2	35.6
28%	0.0	57.3	0.0	35.6
27%	1.8	59.0	2.8	38.4
26%	1.7	60.7	1.6	39.9
25%	39.3	100.0	60.1	100.0

注 適用従業員および適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。